

令和5年南砺市議会定例会
令和6年2月第2回会議
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

令和6年2月第2回会議提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第	25号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	3
議案第	26号	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	6
議案第	28号	南砺市行政組織条例の一部改正について……………	9
議案第	29号	南砺市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について……………	10
議案第	30号	南砺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	16
議案第	31号	南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	18
議案第	32号	南砺市積立基金条例の一部改正について……………	20
議案第	33号	南砺市立福光美術館条例の一部改正について……………	21
議案第	34号	南砺市保健センター条例の一部改正について……………	22
議案第	35号	南砺市水道事業給水条例及び南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について……………	23
議案第	36号	南砺市集落排水処理施設条例の一部改正について……………	26
議案第	37号	南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	27
議案第	38号	南砺市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について……………	30
議案第	39号	南砺市消防団条例の一部改正について……………	31

南砺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員(同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>法令改正に伴う条ずれの改正</p> <p>同上</p>

南砺市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上とする。</p>	<p>法改正に伴う条 ずれの改正</p>

南砺市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第4項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>法改正に伴う条 ずれの改正</p>

南砺市ひとり親家庭等医療費助成条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において、「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項又は第10条の2の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童</p> <p>3～9 (略)</p>	<p>法改正に伴う字句の改正</p>

南砺市営住宅条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した</p>	

<p>日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p>	<p>日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3 (略)</p>	<p>法改正に伴う字句の改正</p>
---	---	--------------------

南砺市行政組織条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(市民協働部の分掌事務)</p> <p>第4条 市民協働部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(ふるさと整備部の分掌事務)</p> <p>第6条 ふるさと整備部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>住宅及び建築</u>に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>(市民協働部の分掌事務)</p> <p>第4条 市民協働部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 住宅に関すること。</u></p> <p>(ふるさと整備部の分掌事務)</p> <p>第6条 ふるさと整備部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建築に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>行政組織機構の再編による部の分掌事務の変更</p>

南砺市空き家等の適正管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空き家が管理不全な状態となったとき、又はそのおそれがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心できる暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) <u>その他の工作物で、現に使用されていないもの又はこれに類する状態のもの及びその敷地をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態を</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)</u>に基づき、空き家等の適正な管理に関し、所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、空き家が管理不全な状態となったとき、又はそのおそれがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心できる暮らしの確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) <u>又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>管理不全空き家等 空き家等が適切な管理が行わ</u></p>	<p>根拠法令の明記</p> <p>字句の改正</p> <p>同上</p>

いう。

ア 老朽化、自然災害その他の事由により、建築物その他の工作物が倒壊し、又はその敷地内の立木が倒木し、若しくは建築材若しくは敷地内の資材等が飛散するおそれがあることによって、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者に建築物に侵入されるおそれがある等、防火及び防犯上不適切な状態

ウ 草木の著しい繁茂又は動物、害虫等が相当程度に繁殖することによって、人の生命、身体若しくは財産又は周辺の生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがある状態

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等の所有者等と、当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者との間で、民事

れていないことによりそのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれのある空き家等をいう。

(4) 特定空き家等 そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全空き家等又は特定空き家等の所有者等と、当該空き家等が管理不全な状態であることにより被害を受けるおそれのある者との間で、

法改正に伴う定義規定の追加

字句の改正

<p>による解決を図ることを妨げない。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 所有者等は、<u>空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任において適正に管理しなければならない。</u></p>	<p>民事による解決を図ることを妨げない。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 所有者等は、<u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めなければならない。</u></p> <p>(空き家等対策計画)</p> <p>第6条 市長は、<u>空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空き家等に関する対策についての計画(以下「空き家等対策計画」という。)を定めるものとする。</u></p> <p>(協議会)</p> <p>第7条 市長は、<u>空き家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p>法改正に伴う規定の改正</p> <p>空き家等対策計画に係る規定の追加</p> <p>協議会に係る規定の追加</p>
<p>(情報提供)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(実態調査)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(情報提供)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(実態調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(立入調査)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

	<p>(<u>管理不全空き家等の所有者等に対する措置</u>)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、<u>管理不全空き家等の所有者等</u>に対し、<u>法第6条に規定する基本指針(所有者等による空き家の適切な管理について指針となるべき事項に係る部分に限る。)</u>に即し、<u>当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導した者に対し、必要な具体的な措置について勧告することができる。</u></p>	<p>法改正に伴う規定の追加</p>
<p>(<u>助言及び指導</u>)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、<u>第7条又は前条の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、適正な管理のための必要な措置について、助言し、及び指導することができる。</u></p>	<p>(<u>特定空き家等の所有者等に対する助言及び指導</u>)</p> <p><u>第12条</u> 市長は、<u>特定空き家等の所有者等</u>に対し、<u>周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置について、助言し、及び指導することができる。</u></p>	<p>法改正に伴う規定の改正</p>
<p>(<u>勧告</u>)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態にある</u>と認めるときは、<u>当該空き家等の所有者等</u>に対し、<u>必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告す</u></p>	<p>(<u>特定空き家等の所有者等に対する勧告</u>)</p> <p><u>第13条</u> 市長は、<u>前条の規定による助言及び指導を行ったにもかかわらず、なお当該特定空き家等の状態が改善されない</u>と認めるときは、<u>当該特定空き家等の所有者等</u>に対し、<u>必要な措置を講ずるよう履行期限を定めて勧告す</u></p>	<p>同上</p>

ることができる。

(命令)

第11条 市長は、空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとするときは、第14条に規定する南砺市空き家等対策審議会(以下第13条までにおいて「審議会」という。)の意見を聴くもののほか、当該命令に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(公表)

第12条 (略)

(代執行)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、審議会の意見を聴いて行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 (略)

(南砺市空き家等対策審議会)

ることができる。

(命令)

第14条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとするときは、第17条に規定する南砺市空き家等対策審議会(以下第16条までにおいて「審議会」という。)の意見を聴くもののほか、当該命令に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。

(公表)

第15条 (略)

(代執行)

第16条 市長は、第14条第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、審議会の意見を聴いて行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより代執行を行うことができる。

2 (略)

(南砺市空き家等対策審議会)

字句の改正

同上

条の繰下げ

同上

<p><u>第14条</u> (略)</p> <p>2 市長は、必要に応じて次に掲げる事項について審議会に諮問し、審議会はその意見を述べるものとする。</p> <p>(1) <u>第11条</u>に規定する命令に関すること。</p> <p>(2) <u>第12条</u>に規定する公表に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(緊急安全措置)</p>	<p><u>第17条</u> (略)</p> <p>2 市長は、必要に応じて次に掲げる事項について審議会に諮問し、審議会はその意見を述べるものとする。</p> <p>(1) <u>第14条</u>に規定する命令に関すること。</p> <p>(2) <u>第15条</u>に規定する公表に関すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(緊急安全措置)</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>同上</p>
<p><u>第15条</u> 市長は、<u>第7条又は第8条</u>の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険が切迫していると認めるときは、これを回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(警察その他の関係機関との連携)</p>	<p><u>第18条</u> 市長は、<u>第9条又は第10条</u>の規定による調査により空き家等が管理不全な状態にあり、人の生命、身体又は財産に危険が切迫していると認めるときは、これを回避するために必要な最低限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を執ることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(警察その他の関係機関との連携)</p>	<p>同上</p>
<p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p>	<p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p>	<p>条の繰下げ</p> <p>同上</p>

南砺市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案			備考	
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			農地利用最適化事業分の報酬に関する規定の追加	
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償		
教育委員会～非常勤の 監査委員	(略)	南砺市職員等の 旅費に関する条	教育委員会～非常勤の 監査委員	(略)	南砺市職員等の 旅費に関する条		
農業委員会	会長	日額 8,000円	農業委員会	会長	基本給		例(平成16年南砺市 条例第50号)の 規定による副市 長に支給する旅 費相当額
	委員	日額 8,000円			日額 8,000円		
	農地利用最適化推進委員	日額 6,000円			農地利用最適化事業分 市長が別に定める額		
固定資産評価審査委員会	(略)		委員	基本給			
選挙長～その他特別職の職員	(略)	(略)		日額 8,000円			
				農地利用最適化事業分 市長が別に定める額			
			農地利用最適化推進委	基本給			
				日額 6,000円			

	員	農地利用最適化 事業分 市長が 別に定める額	
	固定資産評価審査委員 会	(略)	
	選挙長～その他特別職 の職員	(略)	(略)

南砺市一般職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(病院業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第9条 病院業務に従事する職員の特殊勤務手当は、病院に勤務する職員が病院業務に従事したときに支給する。</p> <p>(支給額及び支給の範囲)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p>(支給額の調整)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(支給の期日)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p>(病院業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第9条 病院業務に従事する職員の特殊勤務手当は、病院に勤務する職員が病院業務(<u>病院事業の附帯事業として行う業務を含む。</u>)に従事したときに支給する。</p> <p><u>(訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p><u>第15条 訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当は、井波ホームヘルプステーションに勤務する職員が訪問介護の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>(支給額及び支給の範囲)</p> <p><u>第16条</u> (略)</p> <p>(支給額の調整)</p> <p><u>第17条</u> (略)</p> <p>(支給の期日)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任)</p>	<p>手当の追加</p> <p>条の繰下げ</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

第18条 (略)

別表(第15条関係)

特殊勤務手当の種類	手当の名称	手当の額
(略)	(略)	(略)
病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	(略)	(略)
	看護職員処遇改善手当	看護師、准看護師及び保健師 月額 12,000円
(略)	(略)	(略)
保育等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	保育士等処遇改善手当	保育園等の業務に従事する職員 月額 7,000円

第19条 (略)

別表(第15条関係)

特殊勤務手当の種類	手当の名称	手当の額
(略)	(略)	(略)
病院業務に従事する職員の特殊勤務手当	(略)	(略)
	看護職員処遇改善手当	看護師、准看護師及び保健師 月額 12,000円
		看護助手及び介護士 月額 6,000円
(略)	(略)	(略)
保育等の業務に従事する職員の特殊勤務手当	保育士等処遇改善手当	保育園等の業務に従事する職員 月額 7,000円
訪問介護業務に従事する職員の特殊勤務手当	介護職員処遇改善手当	訪問介護の業務に従事する職員 月額 6,000円

条の繰下げ

表の改正

南砺市積立基金条例新旧対照表

現行		改正案		備考
別表第2(第2条、第5条関係)		別表第2(第2条、第5条関係)		新型コロナウイルス感染症対策基金の廃止に伴う項の削除
名称	目的	名称	目的	
(略)	(略)	(略)	(略)	
森林環境譲与税基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、資金を積み立てること。	森林環境譲与税基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、資金を積み立てること。	
新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止、地域経済及び市民生活の維持等を目的として実施する事業の財源に充てるため、資金を積み立てること。			

南砺市立福光美術館条例新旧対照表

現行	改正案	備考																																		
<p>(観覧料の徴収方法)</p> <p>第7条 前2条に定める観覧料(以下「観覧料」という。)は、現金で徴収する。</p> <p>2 観覧料は前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="235 766 929 1197"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展示</td> <td>高校生・大学生</td> <td>210円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>310円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企画展示</td> <td colspan="2">1人1回1,040円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		観覧料 (1人1回につき)		個人	団体	常設展示	高校生・大学生	210円	160円	一般	310円	250円	企画展示		1人1回1,040円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額		<p>(観覧料の徴収方法)</p> <p>第7条</p> <p>前2条に定める観覧料(以下「観覧料」という。)は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表第1(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1008 766 1702 1197"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">観覧料 (1人1回につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常設展示</td> <td>高校生・大学生</td> <td>210円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>310円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">企画展示</td> <td colspan="2">1人1回1,500円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>	区分		観覧料 (1人1回につき)		個人	団体	常設展示	高校生・大学生	210円	160円	一般	310円	250円	企画展示		1人1回1,500円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額		<p>徴収方法の改定</p> <p>企画展示の観覧料の上限の改定</p>
区分			観覧料 (1人1回につき)																																	
		個人	団体																																	
常設展示	高校生・大学生	210円	160円																																	
	一般	310円	250円																																	
企画展示		1人1回1,040円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額																																		
区分		観覧料 (1人1回につき)																																		
		個人	団体																																	
常設展示	高校生・大学生	210円	160円																																	
	一般	310円	250円																																	
企画展示		1人1回1,500円の範囲内で、企画展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額																																		

南砺市保健センター条例新旧対照表

現行	改正案	備考				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>施設の廃止に伴う項の削除</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 474 526 523">名称</th> <th data-bbox="530 474 927 523">位置</th> </tr> </thead> </table>	名称		位置	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="954 474 1243 523">名称</th> <th data-bbox="1247 474 1644 523">位置</th> </tr> </thead> </table>	名称	位置
名称	位置					
名称	位置					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 526 526 616">南砺市城端保健センタ ー</td> <td data-bbox="530 526 927 616">南砺市理休429番地</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市城端保健センタ ー		南砺市理休429番地	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 526 1243 616">南砺市城端保健センタ ー</td> <td data-bbox="1247 526 1644 616">南砺市理休429番地</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市城端保健センタ ー	南砺市理休429番地
南砺市城端保健センタ ー	南砺市理休429番地					
南砺市城端保健センタ ー	南砺市理休429番地					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 619 526 668">南砺市平保健センター</td> <td data-bbox="530 619 927 668">南砺市下梨2271番地</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市平保健センター	南砺市下梨2271番地	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 619 1243 668">南砺市平保健センター</td> <td data-bbox="1247 619 1644 668">南砺市下梨2271番地</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市平保健センター	南砺市下梨2271番地	
南砺市平保健センター	南砺市下梨2271番地					
南砺市平保健センター	南砺市下梨2271番地					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 671 526 761">南砺市井波保健センタ ー</td> <td data-bbox="530 671 927 761">南砺市北川166番地1</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市井波保健センタ ー	南砺市北川166番地1	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 671 1243 761">南砺市井波保健センタ ー</td> <td data-bbox="1247 671 1644 761">南砺市北川166番地1</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市井波保健センタ ー	南砺市北川166番地1	
南砺市井波保健センタ ー	南砺市北川166番地1					
南砺市井波保健センタ ー	南砺市北川166番地1					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 764 526 853">南砺市福野保健センタ ー</td> <td data-bbox="530 764 927 853">南砺市松原577番地</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市福野保健センタ ー	南砺市松原577番地	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="954 764 1243 853">南砺市福光保健センタ ー</td> <td data-bbox="1247 764 1644 853">南砺市梅野2007番地5</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市福光保健センタ ー	南砺市梅野2007番地5	
南砺市福野保健センタ ー	南砺市松原577番地					
南砺市福光保健センタ ー	南砺市梅野2007番地5					
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 857 526 946">南砺市福光保健センタ ー</td> <td data-bbox="530 857 927 946">南砺市梅野2007番地5</td> </tr> </tbody> </table>	南砺市福光保健センタ ー	南砺市梅野2007番地5				
南砺市福光保健センタ ー	南砺市梅野2007番地5					

南砺市水道事業給水条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設し、改造し、修繕し(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>国土交通省への移管に伴う改正</p> <p>同上</p>

<p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕し(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)、又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>国土交通省への移管に伴う改正</p>
--	--	-----------------------

南砺市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 (略)</p>	<p>国土交通省及び環境省への移管に伴う改正</p>

南砺市集落排水処理施設条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表(第2条関係) 施設の名称等			別表(第2条関係) 施設の名称等			流域下水道への 接続に伴う項の 削除
施設の名称	区域	事業区分	施設の名称	区域	事業区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
大野処理施設	大野	林業集落 排水	大野処理施設	大野	林業集落 排水	
柴田屋上津 処理施設	柴田屋の一部、上津	農業集落 排水	人母処理施設	人母	農業集落 排水	
人母処理施設	人母		(略)	(略)		
(略)	(略)					

南砺市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考												
<p>(病院事業の設置)</p> <p>第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。</p> <p>2 <u>南砺市国民健康保険条例(平成16年南砺市条例第148号)第8条第2項の規定に基づき、病院を設置する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p>	<p>(病院事業の設置)</p> <p>第1条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第4条の規定に基づき、病院事業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>3 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p>	<p>根拠法令の明記</p> <p>同上</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>診療科目</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南砺市民病院</td> <td>内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 (人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科</td> <td>一般病床 175床</td> </tr> </tbody> </table>	名称	診療科目	病床数	南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 (人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科	一般病床 175床	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>診療科目</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南砺市民病院</td> <td>内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 (人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科</td> <td>一般病床 175床</td> </tr> </tbody> </table>	名称	診療科目	病床数	南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 (人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科	一般病床 175床	<p>介護医療院への転換に伴う療養病床の削除</p>
名称	診療科目	病床数												
南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 (人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科	一般病床 175床												
名称	診療科目	病床数												
南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 (人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科	一般病床 175床												

	眼科 耳鼻咽喉科 病理診断科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科			眼科 耳鼻咽喉科 病理診断科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科		
公立南砺中央病院	内科 心療内科・精神科 呼吸器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 消化器科 リハビリテーション科 放射線科	一般病床 104床 療養病床 45床	公立南砺中央病院	内科 心療内科・精神科 呼吸器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 消化器科 リハビリテーション科 放射線科	一般病床 104床	
<p>3 <u>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく業務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>居宅介護支援に関する業務</u></p> <p>(2) <u>居宅サービスに関する業務</u></p>	<p>2 <u>前項の規定による運営のほか、病院事業は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条に規定する健康の保持増進のために必要な事業を円滑に実施し、地域における保健施設として公衆衛生の向上及び増進に貢献するものとする。</u></p> <p>(<u>附帯事業</u>)</p>	<p>国保直診病院としての役割の明記</p> <p>現状を踏まえた規定の削除</p> <p>病院事業に係る附帯事業</p>				

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第3条の2 病院事業の附帯事業として行う事業、施設の名称及び定員は次のとおりとする。

事業	施設の名称	定員
介護医療院事業	南砺中央 介護医療院	45人

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

の明記

第1条の改正による所要の改正

地方自治法の改正に伴う引用条項の改正

南砺市病院事業使用料及び手数料条例新旧対照表

現行					改正案					備考
別表第1(第2条関係)					別表第1(第2条関係)					一泊ドック、一泊脳ドック及び腸内フローラ検査に係る基本料金の改定
区分			単位	基本料金	区分			単位	基本料金	
略			略	略	略			略	略	
人間ドック	日帰り人間ドック	男性	1回	38,060円	人間ドック	日帰り人間ドック	男性	1回	38,060円	
		女性	1回	43,460円			女性	1回	43,460円	
日帰り脳ドック			1回	34,060円	日帰り脳ドック			1回	34,060円	
1泊人間ドック		男性	1回	<u>66,050円</u>	1泊人間ドック		男性	1回	<u>67,210円</u>	
		女性	1回	<u>72,680円</u>			女性	1回	<u>73,840円</u>	
1泊人間・脳ドック		男性	1回	<u>104,150円</u>	1泊人間・脳ドック		男性	1回	<u>105,310円</u>	
		女性	1回	<u>110,790円</u>			女性	1回	<u>111,950円</u>	
腸内フローラ検査			1回	<u>19,800円</u>	腸内フローラ検査			1回	<u>15,400円</u>	
略			略	略	略			略	略	

南砺市消防団条例新旧対照表

現行	改正案	備考																																						
<p>(定員)</p> <p>第3条 消防団員の定員は、<u>1,120</u>人とする。</p> <p>別表第1(第16条関係)</p> <p>1 年額報酬</p> <table border="1" data-bbox="237 579 927 1062"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 100,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 75,000円</td> </tr> <tr> <td>方面団長</td> <td>年額 <u>62,000円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額 50,500円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額 45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 40,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 38,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額 36,500円</td> </tr> <tr> <td>災害支援団員</td> <td>年額 18,250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出動報酬 (略)</p>	職名	金額	団長	年額 100,000円	副団長	年額 75,000円	方面団長	年額 <u>62,000円</u>	分団長	年額 50,500円	副分団長	年額 45,500円	部長	年額 40,000円	班長	年額 38,500円	団員	年額 36,500円	災害支援団員	年額 18,250円	<p>(定員)</p> <p>第3条 消防団員の定員は、<u>1,070</u>人とする。</p> <p>別表第1(第16条関係)</p> <p>1 年額報酬</p> <table border="1" data-bbox="954 579 1644 1015"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 100,000円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 75,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額 50,500円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額 45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 40,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 38,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額 36,500円</td> </tr> <tr> <td>災害支援団員</td> <td>年額 18,250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 出動報酬 (略)</p>	職名	金額	団長	年額 100,000円	副団長	年額 75,000円	分団長	年額 50,500円	副分団長	年額 45,500円	部長	年額 40,000円	班長	年額 38,500円	団員	年額 36,500円	災害支援団員	年額 18,250円	<p>定員数の改正</p> <p>組織の見直しに伴う改正</p>
職名	金額																																							
団長	年額 100,000円																																							
副団長	年額 75,000円																																							
方面団長	年額 <u>62,000円</u>																																							
分団長	年額 50,500円																																							
副分団長	年額 45,500円																																							
部長	年額 40,000円																																							
班長	年額 38,500円																																							
団員	年額 36,500円																																							
災害支援団員	年額 18,250円																																							
職名	金額																																							
団長	年額 100,000円																																							
副団長	年額 75,000円																																							
分団長	年額 50,500円																																							
副分団長	年額 45,500円																																							
部長	年額 40,000円																																							
班長	年額 38,500円																																							
団員	年額 36,500円																																							
災害支援団員	年額 18,250円																																							